

(案)

情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会 (第 71 回)

議事概要【電子メールによる検討】

1 日時

令和 4 年 3 月 4 日(金) ～ 令和 4 年 3 月 11 日(金)

2 場所

電子メールを用いて検討

3 出席者(敬称略)

主 査：安藤 真

主査代理：豊嶋 守生

委 員：森川 博之

専門委員：秋山 裕子、飯塚 留美、伊藤 数子、河野 隆二、児玉 俊介、
 齋藤 一賢、田中 秀一、田丸 健三郎、土田 健一、日野岳 充、
 藤井 威生、藤野 義之、本多 美雄、松尾 綾子、三谷 政昭、三次 仁、
 吉田 貴容美

事務局（総務省）：総務省 移動通信課 第一技術係、システム企画係
 総務省 基幹通信室 第一マイクロ通信係

4 配布資料

資料番号	資料名	作成者
資料 71-1	陸上無線通信委員会 (第 70 回) 議事概要 (案)	事務局
資料 71-2-1	委員会報告案「920MHz 帯小電力無線システムの広帯域化に係る技術的条件」(概要)	920MHz 帯電子タグシステム等作業班
資料 71-2-2	委員会報告案「920MHz 帯小電力無線システムの広帯域化に係る技術的条件」	920MHz 帯電子タグシステム等作業班
資料 71-2-3	委員会報告(案)に対する意見募集の結果と提出された意見に対する考え方(案)	事務局
資料 71-3-1	【案】陸上無線通信委員会報告書 (5GHz 帯)	気象レーダー作業班
資料 71-3-2	【案】陸上無線通信委員会報告書 (9.7GHz 帯)	気象レーダー作業班
資料 71-3-3	【案】陸上無線通信委員会報告書概要	気象レーダー作業班
資料 71-3-4	提出意見と総務省の考え方	事務局

5 議事

(1) 前回の議事録案の確認

資料 71-1 に基づき、事務局より説明が行われ、(案) のとおり承認された。

(2) 委員会報告(案)「920MHz 帯小電力無線システムの広帯域化に係る技術的条件」に対する意見募集の結果等について

資料 71-2-1、資料 71-2-2 及び資料 71-2-3 に基づき、事務局より説明され、報告書は承認され、3 月期の情報通信技術分科会へ報告を行うこととした。

主な質疑応答の概要は以下のとおり。

ア 豊嶋専門委員からの意見(要旨)

資料 71-2-3 について、本件に関係のない意見の内容の記載も含まれているため、もう少し要約してはどうか。

【事務局からの回答】

いただいた意見については可能な限り原文のまま記載していたが、ご指摘のとおり、本件と関係のない記載も残っていたので、要約する形で修正させていただく。

イ 河野専門委員からの意見

【資料 71-2-1】 P7 に説明されているように、IEEE802. 11ah 標準規格の規定は明確だが、IEEE802. 15 標準規格の規定とあるが、802. 15 のどの標準規格を意味するのか不明。

「200kHz 幅の単位チャンネルを最大 20 束ねた 4MHz まで」という Channel Bonding について、送信時間、休止時間、送信時間率、キャリア センス閾値等の基準の従来の規定を適用することも理解できるが、その運用をどのように管理するかについては今後の検討が必要と考える。

【事務局からの回答】

【資料 71-2-1】 P7 の「IEEE802. 15」のシステムについては Wi-SUN の規格を示しているが、どの標準規格を指すのか明確にするため、「IEEE802. 15. 4-2020 標準規格」と修正させていただく。行政文書として「Wi-SUN」等の民間規格名をそのまま記載することをなるべく避けるため、このような記載としている。広帯域システムの運用については、免許不要局となるので、キャリアセンスにより送信制御を行うことで共用を図るという方針はこれまでの 920MHz 帯特定小電力無線局と変わらず、認証取得済の適合表示無線設備のみ使用可能ということで管理していくものと考えている。

(3) 委員会報告(案)「5GHz帯及び9.7GHz帯汎用型気象レーダーの技術的条件」に対する意見募集の結果等について

資料71-3-1、資料71-3-2、資料71-3-3及び資料71-3-4に基づき、事務局より説明され、報告書は承認され、3月期の情報通信技術分科会へ報告を行うこととした。

主な質疑応答の概要は以下のとおり。

ア 三次専門委員からの意見

提案に賛成。CS受信機のイメージに関してレーダー側から不満があることは理解した。電気興業の意見のように、既存端末は保護せねばならないが、今後の端末をどうするのかを気象レーダー班で検討していただければと思う。

この関係で報告書を見直したところ、64ページの冒頭の式が、SやDも含めて基本対数で書いてあるが $cave/lpeak$ だけ実数表記になっているため、 $10\log_{10}(cave/lpeak)$ あるいは $cave - lpeak$ ではないかと思う。

【事務局からの回答】

ご指摘を踏まえ、気象レーダー作業班にて放送受信設備への対応を、引き続き検討していく。

また、64ページ冒頭の式について、 $Cave/lpeak$ については、これを一つの変数として扱い、単位を(dB)とするのが慣習となっている。そのため、64ページ表5.3.2-1中で、この式の全ての項目について単位を明記し、整理することとさせて頂ければと思う。

イ 藤井専門委員からの意見

BS/CS受信設備のイメージ妨害を避けるための運用制限は周波数有効利用の観点からも課題なので、すぐの解決が難しいとしても解決に向けて、受信機の性能を高めるなどの検討と対策をしっかりと進めていただければと思う。

【事務局からの回答】

ご指摘を踏まえ、気象レーダー作業班にて放送受信設備への対応を、引き続き検討していく。

(以上)